

四日市市教育委員会告示第9号

四日市市就学援助実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月29日

四日市市教育長 廣瀬 琢也

四日市市就学援助実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市就学援助実施要綱（平成15年四日市市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(就学援助の種類)</p> <p>第8条 就学援助は、次の各号に掲げるもの（以下「就学援助費」という。）の支給により行うものとする。ただし、生活保護法第13条に規定する教育扶助の受給者には、第1号、第2号及び第4号に掲げるものを、同法第12条に規定する生活扶助の受給者には第5号に掲げるものを支給しない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p><u>(7)卒業アルバム代</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>就学援助費の支給額の計算方法は、学用品費及び通学用品費のみ月割りとし、それ以外の費目については、当該就学援助費の認定に係る期間中における当該費目を算出するものとする。</u></p> <p>(区域外就学の児童又は生徒に対する就学援助)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 他の市町村の区域外就学の承諾を</p>	<p>(就学援助の種類)</p> <p>第8条 就学援助は、次の各号に掲げるもの（以下「就学援助費」という。）の支給により行うものとする。ただし、生活保護法第13条に規定する教育扶助の受給者には、第1号、第2号及び第4号に掲げるものを、同法第12条に規定する生活扶助の受給者には第5号に掲げるものを支給しない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>就学援助費の計算方法は、学用品・通学用品費のみ月割りとし、それ以外の費目については、認定日からの日割り計算とする。</u></p> <p>(区域外就学の児童又は生徒に対する就学援助)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 他の市町村の区域外就学の承諾を</p>

得て本市の設置する小学校又は中学校に在学する児童又は生徒の保護者に対しては、前条第1項の規定にかかわらず、前条第1項第2号から第5号まで及び第7号の就学援助費の支給は行わない。

(就学援助費の支給)

第11条 (略)

2 委員会は、前項の規定により認定者及び被援助者に対して支給する就学援助費について、認定者及び被援助者に代わり、次の各号に掲げる費用において、それぞれ各号に掲げる者に支払うことができる。

(1) 第8条第1項第1号から第5号まで及び第7号の就学援助費 認定者又は被援助者から就学援助費の受領に係る委任を受けた学校長

(2) (略)

(3) 第8条第1項第1号から第5号及び第7号までに掲げる費用で滞納となったもの 認定者又は被援助者から委任を受けた学校長その他就学援助費の対象となる費用の債権者

得て本市の設置する小学校又は中学校に在学する児童又は生徒の保護者に対しては、前条第1項の規定にかかわらず、前条第1項第2号から第5号までの就学援助費の支給は行わない。

(就学援助費の支給)

第11条 (略)

2 委員会は、前項の規定により認定者及び被援助者に対して支給する就学援助費について、認定者及び被援助者に代わり、次の各号に掲げる費用において、それぞれ各号に掲げる者に支払うことができる。

(1) 第8条第1項第1号から第5号までの就学援助費 認定者又は被援助者から就学援助費の受領に係る委任を受けた学校長

(2) (略)

(3) 第8条第1項第1号から第5号までに掲げる費用で滞納となったもの 認定者又は被援助者から委任を受けた学校長その他就学援助費の対象となる費用の債権者

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局学校教育課)